

令和 **5** 年度

立川市ものづくり企業地域共生推進助成事業
募集案内

立川市産業文化スポーツ部産業振興課

お問い合わせ

電 話 042(523)2111 内線 2655
電 子 メ ー ル sangyou-t@city.tachikawa.lg.jp
ホ ー ム ペ ー ジ <http://www.city.tachikawa.lg.jp/index.html>
※サイト内検索で「ものづくり」と検索してください

1 事業概要・目的

市は、ものづくり企業の市内での操業の継続を支援するため、東京都と連携して、操業環境改善事業（中小企業者等が操業環境改善を図る目的で行う、防音、防振、防臭などの対策としての現工場の改修費用、一時移転に伴う費用及び設備の更新や導入）に係る費用の一部を助成します。

※操業環境改善事業のほか、耐震補強事業についても助成の対象となります。耐震補強事業の詳細は『6 耐震補強事業について』をご覧ください。

2 助成対象者

助成金の対象者は次に掲げるすべてを満たす者です。

- (1) 次のいずれかに該当するものづくり企業の中小企業者等であること。
 - ア 法人の場合、立川市内に登記された本社又は事業所を有し、都内において1年以上操業する者であること又は市外において1年以上操業し、新たに市内へ移転し、令和6年3月15日までに移転を完了する者であること。
 - イ 個人の場合、都内で、開業後1年以上操業しており、現在市内で操業する事業者又は市外において1年以上操業し、新たに市内へ移転し、令和6年3月15日までに移転を完了する者であること。
- (2) 市区町村民税、固定資産税、都市計画税及び法人事業税を滞納していないこと。

3 助成率と助成額

- ・ 助成率：4分の3
- ・ 助成額の上限：300万円

※ 申請額が予算額を上回ったときは、予算額を申請額に応じて案分するため、申請額の満額を助成できません。ご了承ください。

4 補助対象事業・経費

補助金を交付する事業（以下「補助対象事業」といいます）は、操業環境の改善を目的に実施する次の（1）～（3）事業のうち、一定の助成対象経費を上回るものが対象です。ただし、他の補助金等を一部財源とする事業は対象になりません。消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象になりません。

(1) 工場の改修事業

<p>① 市内において現に操業または稼働している工場の改修工事</p> <p>【助成対象経費】</p> <p>ア 現工場の改修に係る費用（施工費等）</p> <p>イ 建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等）</p> <p>※ 防音、防臭及び防振等操業環境の改善を図るものであること</p> <p>※ 新築工事及び既存工場の増築部分に係るものは対象になりません</p> <p>※ 建物付帯設備とは、操業時の騒音・振動対策に必要な設備、防脱臭設備、工場排煙の浄化・軽減設備等、操業環境の改善に必要な設備のうち、<u>建物から容易に移動又は取り外しができないものをいいます</u></p>
<p>② 市内の移転先工場の改修工事</p> <p>【助成対象経費】</p> <p>ア 移転先工場の改修に係る費用（施工費等）</p> <p>イ 移転先工場に係る建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等）</p> <p>※ 防音、防臭及び防振等操業環境の改善を図るものであること</p>

(2) 工場の移転事業

<p>① 市内への工場移転</p> <p>【助成対象経費】</p> <p>ア 機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）</p> <p>イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）</p> <p>※ 工場の操業により生じる騒音、悪臭及び振動等に関して周辺環境及び近隣住民等へ配慮するために行う工業団地及び工場アパート等への移転等、操業環境の改善を図るものであること</p>
<p>② 市内の現工場の改修、増築、又は建替え（現工場を取り壊した後、同一土地で行う工場の新築）に伴う一時移転</p> <p>【助成対象経費】</p> <p>ア 改修等の施工期間中の一時移転に係る都内の貸工場の賃借費</p> <p>イ 一時移転に伴う機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）</p> <p>ウ 一時移転に伴う機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）</p> <p>※ 工場の操業により生じる騒音、悪臭及び振動等に関して周辺環境及び近隣住民等へ配慮するために行う工業団地及び工場アパート等への移転等、操業環境の改善を図るものであること</p> <p>※ 改修は、防音、防臭及び防振等操業環境の改善を図るものであること</p> <p>※ 建物付帯設備とは、操業時の騒音・振動対策に必要な設備、防脱臭設備、工場排煙の浄化・軽減設備等、操業環境の改善に必要な設備のうち、<u>建物から容易に移動又は取り外しができないものをいいます</u></p>

(3) 設備の更新及び導入事業

<p>① 市内の現工場にある生産に要する設備等の更新</p> <p>【助成対象経費】</p> <p>ア 機械等設備の更新に係る費用（購入費・施工費等）</p> <p>イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・撤去費等）</p> <p>※ 設備等の更新は、設備更新により、著しい操業環境改善効果が見込まれるもの</p> <p>※ 既存設備を処分することで収入があった場合は、その額を経費から除きます（消費税及び地方消費税を除く）。</p> <p>※ 撤去費を補助対象費用に含めている場合は、実績報告の際に、マニフェスト（産業廃棄物管理票）が必要となります。</p>
<p>② 市内の現工場にある生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備の導入</p> <p>【助成対象経費】</p> <p>装置、設備の購入費、施工費等</p> <p>※ 設備等の更新は、設備更新により、著しい操業環境改善効果が見込まれるもの</p>

◆注意点◆

補助対象事業に含まれる内容でも、以下の場合は補助対象外となります。事業を実施する前にご確認ください。

- ① 消費税及び地方消費税
- ② 飲食代と認められるもの
- ③ リース等について、助成対象期間外の期間に係るもの
- ④ 委託契約において、委託先の資産となるもの
- ⑤ 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの
- ⑥ 助成対象事業以外の事業と混同して支払が行われており、助成対象事業に係る経費が区分できないもの（補助対象の工事の他、補助対象外の工事を同時に行う場合、両工事に係る経費を明確に区分するため、各工事について契約相手先を別にしてください。両工事の性質上、契約相手先を別にする事ができない場合、契約相手先は同じでも、契約を分けた上、工事の実施時期を別にしてください。）
- ⑦ 手形、小切手又はクレジットカードにより支払が行われている経費
- ⑧ 契約から支払までの一連の手続が助成対象期間内に行われていないもの
- ⑨ その他市長が助成対象外経費と認める経費

5 申請から補助金交付までの流れ

(1) 事前相談・交付申請の手続き

まずは市に事前のご相談をお願いします。その後書類を郵送または直接ご提出ください。

【必要書類】

- ものづくり企業地域共生推進助成金交付申請書
(市指定様式。市ホームページからダウンロードできます)
- 事業計画書 (交付申請書の別紙 1 から 4)
- その他添付書類
 - ・企業概要…会社案内・パンフレット (コピー可)、会社ホームページをプリントアウトしたものなど
 - ・法人登記事項証明書及び定款の写し、または住民票記載事項証明書
 - ・印鑑登録証明書
 - ・決算報告書、貸借対照表及び損益計算書 (1 期分)
 - ・納税証明書または納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書 (1 期分)
 - ・計画概要資料 (工業の位置図、写真等)
 - ・経費積算に係る見積書
 - ・工場設置認可書の写し
 - ・建築概要書の写し (「設備の更新及び導入」の場合は不要。)
 - ・その他必要書類

締め切りは令和 5 年 12 月 22 日です。



(2) 市から交付 (不交付) 決定通知を送付

市が内容を審査して交付の可否を決定し、交付 (不交付) 決定通知書をお送りします。

※予算額が超過した場合は、申請額に応じて案分します。

送付は、令和 6 年 1 月です (予定)。



(3) 事業を実施

交付決定以降に、事業を開始し、補助対象事業に係る工事等の契約の締結をしてください。

◆事業内容をやむを得ない理由で変更する必要があるときは、あらかじめ市長にその承認を得なければなりませんので、市にご連絡ください。変更申請の書類をお送りします (変更の内容によっては、交付決定を取消す場合があります)。



(4) 事業完了・実績報告書の提出

事業が完了したら、まず市にご連絡ください。その後書類を郵送または直接ご提出ください。

【必要書類】

- ものづくり企業地域共生推進助成金助成事業実績報告書
(市指定様式。市ホームページからダウンロードできます)
- 実施報告書
(市指定様式。市ホームページからダウンロードできます)
- 収支決算書
(市指定様式。市ホームページからダウンロードできます)
- 助成対象事業の実施に係る見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し
- 事業完了を明らかにするもの(図面、写真等)
- 工場(変更)認可書の写し
- 登記簿謄本(法人・個人ともに、履歴事項全部証明書)、定款の写し
※新規立地の場合のみ(新規立地の場合以外でも変更が生じた場合は、提出ください。)

事業の完了・実績報告書の締め切りは、令和6年3月15日です。



(5) 助成金額の確定及び助成金交付

実績報告書を市が受け取った後、市はその内容を審査し、現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容およびそれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定します。

助成事業者が助成金交付確定通知書を受領した後、事業者からの請求に基づき助成金をお支払いします。

6 耐震補強事業について

耐震補強事業について申請をご検討される場合は、必ず事前に市へご相談ください。

1. 助成率と助成額

助成率：3分の2

助成額の上限：耐震診断事業 75万円

耐震設計事業 150万円

耐震工事事業 225万円

※ 申請件数及び申請額の状況によっては満額を助成できない場合があります。ご了承ください。

2. 補助対象事業・経費

補助対象事業は、耐震補強を目的に実施する次の（１）～（３）事業のうち、一定の助成対象経費を上回るものが対象です。ただし、他の補助金等を一部財源とする事業は対象になりません。消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象になりません。

（１）耐震診断事業

市内の現工場に対する耐震診断（建築物の耐震性の評価及び耐震補強の要否の判断を行うもの）

【助成対象経費】

ア 耐震診断の委託に係る費用

イ 専門機関が行う技術評定に係る費用

※ 全国耐震ネットワーク委員会に参加する団体で、耐震判定委員会設置登録要綱に基づき耐震判定委員会を設置する団体による耐震診断が対象です。

（２）耐震設計事業

市内の現工場に対する耐震設計（耐震診断に基づく建築物の耐震補強工事のための設計）

【助成対象経費】

ア 耐震補強工事に係る設計を委託する費用

イ 専門機関が行う技術評定に係る費用

※耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.6相当未満であること及び、耐震診断について、専門機関による技術評定を受けていることが必要です。

(3) 耐震工事業

市内の現工場に対する耐震工事（耐震補強設計に基づき実施する建築物の耐震のための工事）

【助成対象経費】

ア 耐震補強に係る工事費用

イ 耐震補強工事に係る施工監理等を委託する費用

※下記の3つの条件を満たすことが必要です。

- ①耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.6相当未満であること
- ②耐震改修工事後に、 I_s 値（構造耐震指標）が0.6以上となるよう設計された耐震補強に係る設計図書があること
- ③当該建築物の耐震診断及び耐震補強に係る設計図書について、専門機関による技術評定を受けていること

◆注意点◆

耐震補強事業については、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条の規定による建築確認を受けた鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（プレハブ造は除く）であって住居併設の建築物でないこと。
- ② 建築基準法第10条に基づく耐震改修に係る命令を受けていないこと。
- ③ 原則として検査済証の交付を受けたもの。
- ④ 東京都が定める特定沿道建築物ではないこと。
- ⑤ 工場の周囲に住居が多くあり、発火時に問う回答によって周囲に危険を及ぼすおそれがあること。

補助対象事業に含まれる内容でも、以下の場合は補助対象外となります。

事業を実施する前にご確認ください。

- ① 消費税及び地方消費税
- ② 飲食代と認められるもの
- ③ リース等について、助成対象期間外の期間に係るもの
- ④ 委託契約において、委託先の資産となるもの
- ⑤ 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの
- ⑥ 助成対象事業以外の事業と混同して支払が行われており、助成対象事業に係る経費が区分できないもの（補助対象の工事の他、補助対象外の工事を同時に行う場合、両工事に係る経費を明確に区分するため、各工事について契約相手先を別にしてください。両工事の性質上、契約相手先を別にするできない場合、契約相手先は同じでも、契約を分けた上、工事の実施時期を別にしてください。）
- ⑦ 手形、小切手又はクレジットカードにより支払が行われている経費
- ⑧ 契約から支払までの一連の手続が助成対象期間内に行われていないもの
- ⑨ その他市長が助成対象外経費と認める経費